

<p>様式第 1 (第 2 条第 2 項関係及び第 8 条関係) [略]</p> <p>中小企業等経営強化法第 4 条第 3 項 (同法第 18 条において読み替えて準用する同法第 34 条第 1 項) の規定に基づき、認定 (更新) を受けたので、下記について申請いたします。 [略]</p> <p>2. 情報処理支援業務に関する事項</p> <p>一 [略]</p> <p>二 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 欠格条項の非該当 当社 (私) は、中小企業等経営強化法第 33 条第 1 号から第 8 号までのいずれにも該当しない者であることを宣誓いたします。 [略]</p>	<p>様式第 1 (第 2 条第 2 項関係及び第 8 条関係) [略]</p> <p>中小企業等経営強化法第 38 条第 3 項 (第 42 条において読み替えて準用する第 28 条第 1 項) の規定に基づき、認定 (更新) を受けたので、下記について申請いたします。 [略]</p> <p>2. 情報処理支援業務に関する事項</p> <p>一 [略]</p> <p>二 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 欠格条項の非該当 当社 (私) は、中小企業等経営強化法第 27 条第 1 号から第 8 号までのいずれにも該当しない者であることを宣誓いたします。 [略]</p>				
<p>備考 表中の「」は注記である。</p> <p>附則</p> <p>この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月十六日) から施行する。</p> <p>○経済産業省令第二十四号</p> <p>中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律 (令和元年法律第二十一号) の施行に伴い、特許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>令和元年七月十二日</p> <p>特許法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>特許法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十号) の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="119 181 502 645"> <p>第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>一 五 [略]</p> </td> <td data-bbox="119 645 502 1128"> <p>第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>一 五 [略]</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	<p>第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>一 五 [略]</p>	<p>第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>一 五 [略]</p>
改正後	改正前				
<p>第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>一 五 [略]</p>	<p>第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定によりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>一 五 [略]</p>				

六 特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者 (次号に該当する者を除く。) 次に掲げる書面

イ [略]

ロ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法 (平成十一年法律第十八号) 第二条第十八項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの (当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。) であることを証する書面

七 [略]

八 特許法施行令第十条第二号ニに掲げる者に該当する者 (次号に該当する者を除く。) 次に掲げる書面

イ [略]

ロ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新 (同法第二条第九項に規定する経営革新をいう。) のための事業 (技術に関する研究開発に係るものに限る。) の成果に係るもの (当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。) 又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものであることを証する書面

九 [略]

十 特許法施行令第十条第二号ホに掲げる者に該当する者 (次号に該当する者を除く。) 次に掲げる書面

イ [略]

ロ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第十七条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野

六 特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者 (次号に該当する者を除く。) 次に掲げる書面

イ [略]

ロ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法 (平成十一年法律第十八号) 第二条第十五項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの (当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。) であることを証する書面

七 [略]

八 特許法施行令第十条第二号ニに掲げる者に該当する者 (次号に該当する者を除く。) 次に掲げる書面

イ [略]

ロ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第九条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新 (同法第二条第七項に規定する経営革新をいう。) のための事業 (技術に関する研究開発に係るものに限る。) の成果に係るもの (当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。) 又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものであることを証する書面

九 [略]

十 特許法施行令第十条第二号ホに掲げる者に該当する者 (次号に該当する者を除く。) 次に掲げる書面

イ [略]

ロ その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第十一条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野